

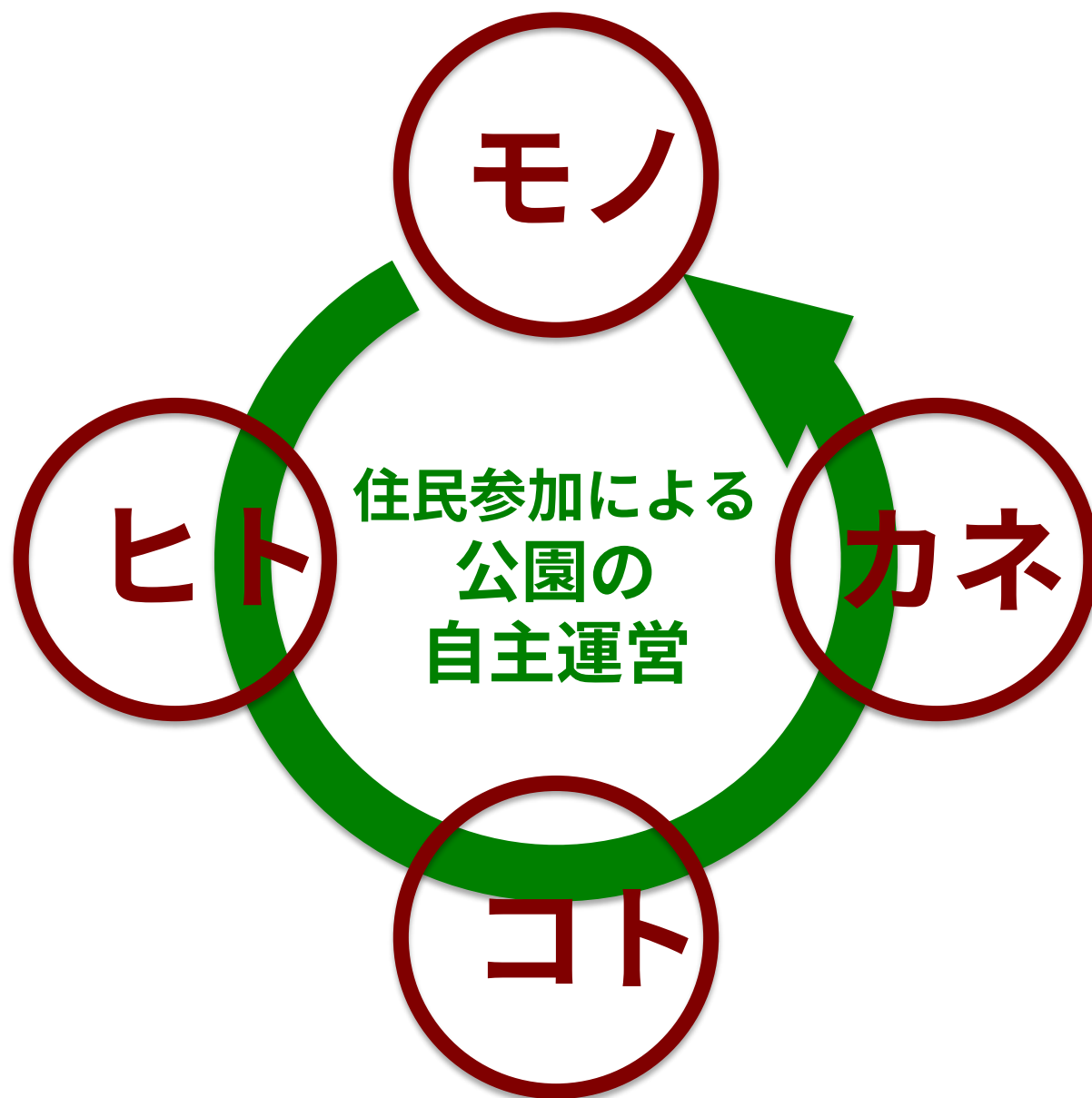


公共空間の維持管理で雇用創出を目指す



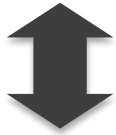
住民参加で維持管理のアイデア例 → 芝アート展





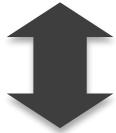
行政のメリット

- ・持続的な維持管理運営ができる
- ・維持管理費用の低減に繋がる
- ・クレームが減り、業務負担が減る



住民のメリット

- ・自分たちが使いやすい公園にカスタマイズできる
- ・維持管理や店舗開設で収益事業を展開することで新規雇用に繋がる



街のメリット

- ・利用者が増え、街の安全性が高まる
- ・維持管理が行き届き、街の環境向上に繋がる

公園の利活用にあたっての課題 その1

公園の目的は時代にあっていないのではないか？

【都市公園法第1条】

「都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」



- ・都市再生に寄与する「賑わい」の観点も必要ではないか？
- ・「公共の福祉の増進」に限定されていることで
民間事業者の営業行為が認められにくいのではないか？

公園の利活用にあたっての課題 その2

公園内に設置可能な施設が限定されている

【都市公園法第2条第2項】

【都市公園法施行令第5条第6項】

「… 便益施設は、売店、飲食店（**料理店、カフェー**、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）、宿泊施設… その他これらに類するものとする。」



- ・ **条例で設置可能なものをより広く認めるべき**
→ 法第2条第2項に10号として「その他、地方公共団体において条例で定めるもの」を追加するなど
- ・ 令第5条第6項で、「料理店、カフェー」が設置可能な便益施設から除外されていることはどうか？ また、他項と同様に「地方公共団体が条例で定める便益施設」を認めてはどうか？

公園の利活用にあたっての課題 その3

占用の許可のハードルが高いのではないか？

【都市公園法第6条】

「… 占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例… で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。」



- ・比較的大きな事業者や組織でないと認められにくい状況であり、もっと個人事業者が占用許可を得やすい仕組みとするべき
- ・道路の占用許可緩和の対象組織となる「都市再生推進法人」が、公園の占用許可緩和も受けられるようにしてはどうか？
(エリアマネジメント推進の意味からも、組織を増やさないことが大切)
- ・手続きの簡易化によって、個人事業者も気軽に活用できる仕組みができるのか？

公園の利活用にあたっての課題 その4

建築物の建築面積が2%を参酌して 条例で定める割合を超えられない 【都市公園法第4条】

「… 建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、**百分の二を参酌して**当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。ただし、**動物園**を設ける場合その他政令で定める特別な場合においては、…」



- ・大規模な公園ではあまり影響はないが、街なかにあるような中小の公園では影響が大きいのではないか？（条例で緩和は可能であるが）
- ・「動物園」という言葉に時代的に違和感あり
- ・地方公共団体にある程度委ねてはどうか？

公園の利活用にあたっての課題 その5

公園が行政空間になってしまっている 【都市公園法第2条の3】

「都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。」



- ・行政による管理から、地域住民による維持管理・運営に転換する意思表示が必要ではないか？
- ・あわせて、公園の利活用のルールづくりも地域住民主体で決められるような緩和が必要なのではないか？
- ・道路空間における「都市再生推進法人」のような地域主体の組織づくりとマネジメントの仕組みづくりを盛り込むべき

地域活性化に寄与する オープンスペースの事例

佐賀市

「わいわい!!コンテナプロジェクト」
2013年グッドデザイン賞受賞

みんなで街をシェアしよう！

空き地が増えれば街が賑わう！？